【規程番号　神女大短Ⅰ－013】

神戸女子大学・神戸女子短期大学国際交流推進委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学の教育・研究における国際交流を推進することを目的に常設する国際交流推進委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、委員長が招集し、次の事項について審議する。

(1) 外国の大学等との教育研究交流に関すること。

(2) 外国人留学生に関すること。

(3) 協定大学等への留学生の派遣に関すること。

(4) 協定大学等か らの留学生の受入に関すること。

(5) 海外研修に関すること。

(6) その他国際交流に関して委員長が必要と認めた事項。

(7) 委員による審議は、委員の委任状を含めた過半数の参加によって成立する。

(8) 委員による審議は、緊急事案が発生した場合及びその他やむを得ない場合は、メールにて代行することができる。

（組 織）

第３条　委員会は次に掲げる者をもって組織する。

(1) 国際交流推進部長（以下「委員長」という。）

(2) 国際交流推進部次長

(3) 学生部長

(4) 全学共通教育部長

(5) 委員長が委嘱した教授会構成員

(6) その他委員長が必要と認めた者

２　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席を求めて意見を聞くことができる。

３　委員長が必要と認めたときは、小委員会を置くことができる。

（委員長）

第４条　委員長は国際交流推進部長とする。

２　委員長に事故があるときは、委員長により指名された者又は国際交流推進部次長がその職務を代行する。

（委 員）

第５条　委員の任期は、職務上委員となるものを除き1年とし、再任を妨げない。

２　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は学長が任命し、教授会で報告する。

（事 務）

第６条　委員会に関する事務は、教務課が行う。

（雑 則）

第７条　この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和2年4月1日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学国際交流推進委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）